

# 第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画（後期計画）概要版 （令和3年度～令和7年度実施）

## 計画の概要

### 第1章

#### 計画策定の目的【P.2】

- 不法投棄件数：H28年度：323件→R元年度：266件  
⇒ 一定の成果あり
  - 外国政府によるプラスチックごみの輸出規制等が行われたことに伴い、国内の処分費用が高騰し、不法投棄が誘発される恐れ
  - 令和元年7月、本市が「SDGs未来都市」に選定  
⇒ 社会情勢が大きく変化
- 計画の中間見直しを行い、後期5年間に反映させることで、より一層の効果を上げることを目的とする。

#### 計画の位置付け【P.3】

「宇都宮市環境基本計画」の廃棄物分野の個別計画

#### 計画の対象とする廃棄物【P.5】

「産業廃棄物」から「一般廃棄物」までのあらゆる廃棄物の不法投棄が対象

#### 計画のめざすもの【P.5】

市民、事業者、他行政機関、市が、それぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理



「ごみのないきれいなまち宇都宮」の実現

#### 計画の期間【P.6】

平成28（2016）～令和7（2025）年度の10年  
（前期計画5年、後期計画5年）

#### 数値目標【P.6】

不法投棄発生（認知）件数：令和7年度 250件  
不法投棄事案の解決率：解決率98%（各年度）

## 現 状

### 第2章

#### 国・県における不法投棄の現状と取組【P.8～14】

##### 1 国における不法投棄の現状と取組

- 国内における廃棄物の不法投棄件数及び投棄量  
⇒ 平成25年度以降、横ばいで推移
- 5,000トン以上の大規模な不法投棄事案が発生  
⇒ 悪質な事案が後を絶たない状況
- 廃家電4品目の不法投棄状況  
⇒ 平成29年度以降は、ピーク時の約3割にまで減少
- 平成27年9月、国連サミットで「SDGs」が定められ、廃棄物分野においては、廃棄物の発生防止等による廃棄物発生的大幅な削減、あらゆる種類の海洋汚染の防止を目標
- 令和元年5月、国が「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」をそれぞれ策定  
⇒ 3Rの取組や不法投棄対策が重要

##### 2 栃木県における不法投棄の現状と取組

- 10トン以上の大規模な不法投棄  
⇒ 減少傾向にあったが、令和元年度は増加
- 小規模な不法投棄件数・投棄量  
⇒ 減少傾向にあったが、令和元年度、産業廃棄物は増加
- 職員や防災ヘリ等による監視パトロールや不法投棄防止キャンペーンの展開等、市町や警察、関係団体と連携した取組を実施
- 令和元年8月27日「栃木からの森里川湖プラごみ宣言」

#### 本市における不法投棄の現状【P.15～17】

- 不法投棄発生件数  
⇒ 減少傾向（3月～6月、10月～12月の発生が比較的多い）
- 各地域別の不法投棄発生件数  
⇒ 市内中心部より周辺部での投棄が多い傾向
- 不法投棄物の種類  
⇒ 廃家電4品目や粗大ごみ、タイヤなど多岐にわたる
- 廃家電4品目の不法投棄台数  
⇒ 平成29年度以降は減少傾向、令和元年度の台数はピーク時の半数以下

#### 本市における取組状況と評価【P.18～19】

- 広報紙や自治会回覧など、様々な取組により適正処理を推進
- 廃棄物の排出事業者などに対し、立入検査・指導を実施
- 職員による監視パトロールや、警備会社による夜間パトロール、監視カメラによる監視など、不法投棄多発地点を中心とする監視を継続的に実施
- 市民・事業者・関係機関と連携した不法投棄の拡大防止

↓  
個別の取組については、全ての取組が計画通り進捗

## 課 題

### 第2章【P.20】

#### 1 適正処理の推進

- 外国人に対する啓発方法が不十分  
⇒ 外国人への啓発方法を検討する必要がある。
- 3月～6月の不法投棄（引越しごみや片付けごみが多いと考察）  
⇒ 転出者に対する周知方法を検討する必要がある。
- 廃棄物処理法の規制強化や外国へのプラスチックごみの輸出制限  
⇒ 社会情勢の変化に対応する施策を検討していく必要がある。

#### 2 不法投棄の未然防止

- 夜間監視パトロール  
⇒ 更なる抑止効果の高いパトロール方法を検討する必要がある。
- 不法投棄監視カメラ  
⇒ 効果的な運用方法について検討する必要がある。
- 樹木繁茂やごみ屋敷事案  
⇒ 長期化している不適正案件があるため、効果的な対応を検討する必要がある。

#### 3 不法投棄の拡大防止

- 不法投棄現場の確認方法  
⇒ 通報等があった時点で速やかに状況を把握する体制を構築する必要がある。
- 不法投棄された場所の速やかな原状回復  
⇒ 土地所有者や他機関と連携しながら対応していく必要がある。

## 計画の推進

### 第4章

#### 1 計画推進の考え方【P.32】

市民、事業者、他行政機関、市が相互に連携を図り、計画を着実に推進する。

#### 2 推進体制及び進捗管理【P.32】

宇都宮市環境基本計画推進委員会廃棄物部会（庁内組織）と宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会（庁外関係組織）により、本計画を進捗管理する。  
本計画を着実に推進し、その実効性を高めるとともに、必要に応じて計画を見直す。  
※ 宇都宮市環境基本計画推進委員会は、本市の環境関連計画等を総合的・計画的に推進するため、庁内横断的組織として設置したものであり、下部組織として部会を設置している。